

令和3年9月6日

令和3年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和 3 年 9 月 6 日会議提出議案一覧表

議案第 1 2 号	令和 3 年度鳥羽市一般会計補正予算（第 7 号）	・・・ 別冊
議案第 1 3 号	令和 3 年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	・・・ 別冊
議案第 1 4 号	鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について	・・・ 1
議案第 1 5 号	鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について	・・・ 5
議案第 1 6 号	鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 1 7 号	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	・・・ 9
議案第 1 8 号	鳥羽市介護保険条例の一部改正について	・・・ 11
議案第 1 9 号	鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について	・・・ 13
議案第 2 0 号	鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定について	・・・ 15
議案第 2 1 号	鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について	・・・ 16
議案第 2 2 号	令和 2 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・ 29
認定第 1 号	令和 2 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・ 30
認定第 2 号	令和 2 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・ 31
報告第 2 号	令和 2 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・ 32
報告第 3 号	令和 2 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 33
報告第 4 号	令和 2 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 34
報告第 5 号	令和 2 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・ 35
報告第 6 号	一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について	・・・ 36
報告第 7 号	専決処分した事件の報告について （令和 3 年度鳥羽市一般会計補正予算（第 5 号））	・・・ 37
報告第 8 号	専決処分した事件の報告について （令和 3 年度鳥羽市一般会計補正予算（第 6 号））	・・・ 38
報告第 9 号	専決処分した事件の報告について （自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）	・・・ 39

議案第 14 号

鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の失効を受け、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、地域の持続的な発展を実現するための税制上の措置を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者について固定資産税の特例措置を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、産業振興促進区域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに定める期間内に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超で

ある法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

- 2 前項の規定による固定資産税の課税免除の期間は、特別償却設備について最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度とする。

(課税免除の申請等)

第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合は、これを審査し、当該申請に係る課税免除の可否を決定し、当該申請をした者に対し、書面でその旨を通知するものとする。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の廃止)

- 2 鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例(平成22年条例第15号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例による廃止前の旧条例第2条の規定により令和3年度以後の年度分の固定資産税に係る課税免除の措置が決定されている特別償却設備等(同条に規定する特別償却設備等をいう。)の当該措置については、なお従前の例による。

- 4 令和3年4月1日から市町村計画を定めた日の前日までに取得等をした特別償却設備のうち、当該取得等をした日が市町村計画を定めた日以後の日であ

るとみなしたならば第 2 条の規定の適用を受けることとなるものについては、当該取得等をした日を市町村計画を定めた日以後の日とみなして同条の規定を適用する。

議案第 15 号

鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例
及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する
条例の一部改正について

鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び
鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正により生じた引用条項の
ずれを整理したく、本提案とするものである。

鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例
及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する
条例の一部を改正する条例

(鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の
一部改正)

第1条 鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条
例(平成15年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号」を
「第12条第3項の表の第3号又は第45条第2項の表の第3号」に改める。

(鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の
一部改正)

第2条 鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条
例(昭和63年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号」を
「第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号」に、「第28条
の9第12項」を「第28条の9第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 16 号

鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限に関する特例の適用期間を延長したく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険税条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を再度延長したく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和２年条例第16号）の一部
を次のように改正する。

附則中「令和３年９月30日」を「令和３年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

鳥羽市介護保険条例の一部改正について

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した第 1 号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限に関する特例の適用期間を延長したく、本提案とするものである。

鳥羽市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥羽市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

市立かもめ幼稚園における預かり保育の保育料と市立保育所における保育の利用者負担額との不均衡を解消するため、預かり保育の保育料を改定したく、本提案とするものである。

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「170円」を「110円」に、「2,000円」を「1,250円」に、「350円」を「220円」に、「4,000円」を「2,500円」に、「700円」を「450円」に、「8,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第 20 号

鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定について

鳥羽市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、鳥羽市過疎地域持続的発展計画を策定したく、本提案とするものである。

議案第 2 1 号

鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について

鳥羽市辺地の総合整備計画を次のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市神島町、菅島町、答志町、桃取町、坂手町及び石鏡町辺地の公共的施設の総合整備を進めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく計画を策定したく、本提案とするものである。

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市神島町辺地

(辺地人口： 315 人、面積 0.76 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 神島町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市神島町5番地

(3) 辺地度点数 168点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける神島町辺地は、鳥羽港の北東約14 k mの海上に浮かぶ周囲3.9 k mの島です。三島由紀夫の小説「潮騒」の舞台となったことで有名なこの島は、平成18年にロマンチックなデートスポットとして「恋人の聖地」に認定されています。また、10月頃になるとアサギマダラ（蝶）やサシバ（鷹）の渡りが見られる自然の宝庫でもあります。

中之郷棧橋は、島民の重要な生活の足として利用されている市営定期船の本土側乗下船施設であり、当市の中心街と最も近く、市内の公共交通連絡網の一部を担う施設です。施設の老朽化による劣化が著しいことから、島民が安心して利用できる施設として今後も稼働できるよう、施設の改修を図ります。

また、市営定期船においては、船舶の老朽化も顕著であることから、島民が安心して定期船を利用できる環境を整えるべく、代替船舶を建造し、老朽化した船舶を更新することが求められています。

島民の医療を支える神島診療所では、調剤時に使用する分包機の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため、新たに医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

島の子どもたちの教育環境を確保するため、神島中学校のグラウンドの整

備を図るほか、教員が島内に居住するための住宅施設が老朽化していることから教員住宅の修繕を行い、児童・生徒と教員を含めた島民全体の教育環境を確保します。

3. 公共的施設の整備

令和3年度から令和5年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体 区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
中之郷栈橋 (設計・建設業務)	鳥羽市	336		336	200
船舶 (設計・建造業務)	鳥羽市	20,466	10,045	10,421	5,200
神島診療所 (医療施設整備事業)	鳥羽市	880	440	440	400
神島中学校 (中学校管理業務)	鳥羽市	13,673	4,507	9,166	9,000
神島教員住宅 (小・中学校管理業務)	鳥羽市	15,000		15,000	15,000

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市菅島町辺地

(辺地人口： 507 人、面積 4.45 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 菅島町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市菅島町40番地

(3) 辺地度点数 118点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける菅島町辺地は、鳥羽港の東約7kmの海上に浮かぶ周囲13kmの島です。毎年7月に開催される、「しろんご祭」は海女が主役の祭典であり、島は活気にあふれます。また、秋から冬にかけて、島の大山山頂付近の紅ツゲの群生が紅葉する美しい風景も風物詩となっています。

中之郷棧橋は、島民の重要な生活の足として利用されている市営定期船の本土側乗下船施設であり、当市の中心街と最も近く、市内の公共交通連絡網の一部を担う施設です。施設の老朽化による劣化が著しいことから、島民が安心して利用できる施設として今後も稼働できるよう、施設の改修を図ります。

また、市営定期船においては、船舶の老朽化も顕著であることから、島民が安心して定期船を利用できる環境を整えるべく、代替船舶を建造し、老朽化した船舶を更新することが求められています。

また、島の子育てを担う菅島保育所は、建設から51年以上が経過しており、施設の老朽化や耐震基準に満たないなど施設整備において大きな課題を抱えています。そこで、保育所を改築し、施設の安全性を図ることにより、園児を含めた島民全体の安全・安心を確保します。

島民の医療を支える菅島診療所では常勤の医師を配置していますが、医師

不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、菅島診療所では、X線検査が必要となる様々な診療に迅速に対応するため、デジタルラジオグラフィシステム（フラットパネルディスプレイ検出器を利用したデジタルX線検査）を導入することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和3年度から令和5年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体 区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
中之郷棧橋 (設計・建設業務)	鳥羽市	769		769	400
船舶 (設計・建造業務)	鳥羽市	46,912	23,025	23,887	12,000
菅島保育所 (保育所施設整備事業)	鳥羽市	56,684		56,684	56,600
菅島診療所 (医療施設整備事業)	鳥羽市	3,630	1,815	1,815	1,800

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市答志町辺地

(辺地人口： 1,365 人、面積 4.39 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 答志町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市答志町 9 4 番地 1

(3) 辺地度点数 1 5 6 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける答志島（答志町）は、鳥羽港より北東に約 9. 7 k m の海上に位置する島です。島内には古墳が点在し、平安期には答志郷と呼ばれていました。答志町辺地は島の東側に位置し、若者が共に寝泊りする寝屋子制度が受け継がれ、古くからの文化や歴史が息づいています。

中之郷栈橋は、島民の重要な生活の足として利用されている市営定期船の本土側乗下船施設であり、当市の中心街と最も近く、市内の公共交通連絡網の一部を担う施設です。施設の老朽化による劣化が著しいことから、島民が安心して利用できる施設として今後も稼働できるよう、施設の改修を図ります。

また、市営定期船においては、船舶の老朽化も顕著であることから、島民が安心して定期船を利用できる環境を整えるべく、代替船舶を建造し、老朽化した船舶を更新することが求められています。

このほか、答志町の消防団が使用している消防ポンプ自動車は平成 1 1 年に配備され、日頃から消防団員が入念に整備・点検等を実施し、有事に備えていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、消防車両の整備を行い、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和3年度から令和5年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体 区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
中之郷栈橋 (設計・建設業務)	鳥羽市	1,753		1,753	900
船舶 (設計・建造業務)	鳥羽市	106,886	52,462	54,424	27,200
答志消防施設 (消防施設整備事業)	鳥羽市	18,000		18,000	18,000

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市桃取町辺地

(辺地人口： 527 人、面積 3.49 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 桃取町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市桃取町 2 2 9 番地

(3) 辺地度点数 1 3 3 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける答志島(桃取町)は、鳥羽港より北に約4.7kmの海上に位置する島です。桃取町辺地は答志島の西部に位置し、地名は昔、この地にヤマモモの大樹があったことに由来しているといわれています。自然あふれるこの島には、昭和30年に県の天然記念物に指定されたヤマトチバナの古木があり、昭和44年には市の木に指定されました。島では漁業が盛んなことから、豊漁と安全を祈願する祭りが毎年行われています。

中之郷栈橋は、島民の重要な生活の足として利用されている市営定期船の本土側乗下船施設であり、当市の中心街と最も近く、市内の公共交通連絡網の一部を担う施設です。施設の老朽化による劣化が著しいことから、島民が安心して利用できる施設として今後も稼働できるよう、施設の改修を図ります。

また、市営定期船においては、船舶の老朽化も顕著であることから、島民が安心して定期船を利用できる環境を整えるべく、代替船舶を建造し、老朽化した船舶を更新することが求められています。

島民の医療を支える離島の診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、桃取診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、超音波検査が必要となる様々な診療に対応するため超音波画像診断装置を更新するとともに、調剤時に使用する分包機の老朽化が著しく、日

常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため、新たに医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和3年度から令和5年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
中之郷棧橋 (設計・建設業務)		鳥羽市	1,270		1,270	600
船舶 (設計・建造業務)		鳥羽市	77,458	38,018	39,440	19,700
桃取診療所 (医療施設整備事業)		鳥羽市	9,350	4,675	4,675	4,600

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市坂手町辺地

(辺地人口： 285 人、面積 0.51 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 坂手町
- (2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市坂手町 3 3 9 番地
- (3) 辺地度点数 1 2 6 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける坂手町辺地は、鳥羽港より東に約 2.4 k m の海上に浮かぶ周囲 3.8 k m の島で、本市 4 有人離島のうち 1 番小さく本土から最も近い島です。島の北部は答志島、東側は菅島に、西側と南側は本土に面しているため、4 島の中では最も波静かな海域内にありますが、平地は少なく、島の周囲は山肌が直接海に落ち込む急峻な海岸線を形成しており、標高 112 m の山腹に沿って階段状に民家が密集する漁村特有の街並みを形成しています。

中之郷栈橋は、島民の重要な生活の足として利用されている市営定期船の本土側乗下船施設であり、当市の中心街と最も近く、市内の公共交通連絡網の一部を担う施設です。施設の老朽化による劣化が著しいことから、島民が安心して利用できる施設として今後も稼働できるよう、施設の改修を図ります。

また、市営定期船においては、船舶の老朽化も顕著であることから、島民が安心して定期船を利用できる環境を整えるべく、代替船舶を建造し、老朽化した船舶を更新することが求められています。

島民の医療を支える坂手診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、坂手診療所では、超音波検査が必要となる様々な診療に対応するため超音波画像診断装置を更新するとともに、調剤時

に使用する分包機の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため、新たに医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和3年度から令和5年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体 区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
中之郷棧橋 (設計・建設業務)	鳥羽市	672		672	300
船舶 (設計・建造業務)	鳥羽市	40,998	20,122	20,876	10,400
坂手診療所 (医療施設整備事業)	鳥羽市	6,050	3,025	3,025	3,000

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市石鏡町辺地

(辺地人口： 390 人、面積 1.44 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 石鏡町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市石鏡町 1 8 5 番地

(3) 辺地度点数 1 2 9 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

石鏡町辺地は、鳥羽市の東端部に位置する人口約 3 9 0 人の集落です。伊勢湾口と熊野灘の好漁場に面し、古くから漁村として栄えてきました。現在は陸上交通が確保されているものの、昭和 4 8 年にパールロードが開通するまでは市営定期船による海上交通が、この地域の住民の主な交通手段でした。

高齢化率が約 5 1 % と、他の地域に比して高い水準にある石鏡町の住民にとって、鏡浦診療所石鏡分室は、住民の医療を支える、なくてはならない存在ですが、調剤時に使用する分包機の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあります。また、X 線検査が必要となる様々な診療に迅速に対応するため、デジタルラジオグラフィシステム（フラットパネルディスプレイ検出器を利用したデジタル X 線検査）を導入するとともに、住民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和3年度から令和5年度まで3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
鏡浦診療所石鏡分 室(医療施設整備事業)		鳥羽市	4,840	2,420	2,420	2,400

議案第 22 号

令和 2 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金 204,188,925 円の
全額を自己資本金に組み入れるものとする。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

認定第 1 号

令和 2 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 令和 2 年度鳥羽市一般会計決算
- 2 令和 2 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 令和 2 年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 令和 2 年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 令和 2 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
- 6 令和 2 年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

令和 2 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

認定第 2 号

令和 2 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 6 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

令和 2 年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

報告第 2 号

令和 2 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 9 月 6 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 2 年度算定値	－	－	9 . 3	5 2 . 5
早期健全化基準	1 4 . 1 6	1 9 . 1 6	2 5 . 0	3 5 0 . 0
財政再生基準	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0	3 5 . 0	－

報告第 3 号

令和 2 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 2
年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 9 月 6 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0

報告第 4 号

令和 2 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 2
年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を
付けて報告する。

令和 3 年 9 月 6 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道 事業特別会計	—	20.0

報告第 5 号

令和 2 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 9 月 6 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

報告第 6 号

一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 6 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

報告第7号

専決処分した事件の報告について

(令和3年度鳥羽市一般会計補正予算(第5号))

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年 9月 6日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

(令和 3 年度鳥羽市一般会計補正予算 (第 6 号))

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 6 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

報告第 9 号

専決処分した事件の報告について

(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 6 日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

専決第 1 号

専 決 処 分 書

自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 2 0 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

鳥羽市船津町地内における自動車破損事故について和解し、損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の原因 令和３年３月１６日午前９時頃、船津町地内の市道船津霊園線において、埋設された排水管の破損により道路陥没が生じ、同所を走行した相手方車両の一部を破損させたので、市はその損害について和解し、賠償するものである。
